

(目的)

第1条 この規程は、本学大学院学則第30条に規定する特別研究生について、必要な事項を定める。

(受講科目及び施設利用)

第2条 特別研究生は、研究科委員会により定められた指導教員の指導のもと、講義・演習の受講及び研究施設等を利用することができる。

(研究期間)

第3条 特別研究生の研究期間は、1年とする。研究期間の更新に関する事項については、各研究科の定めるところによる。

(出願方法)

第4条 特別研究生の出願は、指定された科目の登録を申請した上で、定められた期日までに学長に願い出なければならない。

(手続と提出書類)

第5条 特別研究生として在籍を許可された者は、誓約書(所定用紙)を提出しなければならない。

2 定められた期間内に手続きを完了しない者については、許可を取り消すことがある。

(選考料等)

第6条 特別研究生は選考料・登録料・受講料を納入しなければならない。

(学則準用)

第7条 特別研究生には、この規程に定めるもののほかは、本大学院学則を準用する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、昭和45年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。